

事故由来廃棄物等処分業務特別教育

改正電離則対応！ 平成25年7月8日(月)緊急開催
放射線測定器、保護具の取扱い等の実技教育も実施

産業安全会館8階 東京都港区芝5-35-1 (JR田町駅・都営地下鉄三田駅徒歩5分)

平成25年7月1日から改正「電離放射線障害防止規則」が施行され、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等の除染の進展に伴う事故由来廃棄物等の処分業務を行う事業者は、廃棄物等の処分業務に従事する労働者に対して特別教育を行わなければならないとされています。

この講習会は、「事故由来廃棄物等処分業務特別教育規程」に定められたカリキュラムにしたがって、①事故由来廃棄物等の破碎等の業務、②事故由来廃棄物等の焼却の業務、③事故由来廃棄物等の埋立ての業務を行う方を対象として行う特別教育です。

カリキュラム

次の科目(範囲)についてはカリキュラムに含まれていませんので、各事業場において別途行ってください。

<学科>

・事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業に使用する設備の構造及び取扱いの方法に関する知識(①②③の業務)

<実技>

・管理区域への立ち入り及び退去の手順(①②③の業務)

開会	9:00-9:10	オリエンテーション
講義1	9:10-10:10	電離放射線の生体に与える影響及び被ばく線量の管理の方法に関する知識
講義2A 及び実技A	10:20-12:30	事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の方法に関する知識 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の方法及び使用する設備の取扱い
講義2B 及び実技B	13:30-14:30	保護具の性能及び使用方法 保護具の取扱い
講義3	14:40-15:10	事故由来廃棄物等に関する知識
講義4	15:10-16:20	関係法令
閉会	16:10-16:20	修了証交付

- ・事故由来廃棄物等の破碎等、運搬及び貯蔵の作業(①の業務)、事故由来廃棄物等の焼却、運搬及び貯蔵の作業(②の業務)、事故由来廃棄物等の運搬、貯蔵及び埋立ての作業(③の業務)
- ・事故由来廃棄物等によって汚染された設備の保守及び点検の作業(①②③の業務)
- ・破碎等設備、事故由来廃棄物等取扱施設の設備及びその他の設備の取扱い(①の業務)、焼却炉及びその他の設備の取扱い(②の業務)、集排水設備、遮水工及びその他の設備の取扱い(③の業務)

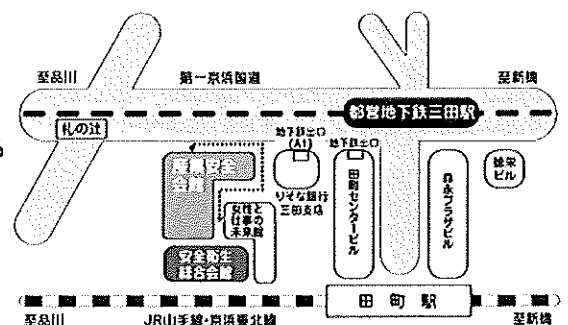
参加要領

- **定員** 60名 (先着順、定員になり次第申込を締め切ります。)
- **参加費** 賛助会員事業場 10,000円 / 一般事業場 12,000円 (いずれも消費税を含む。)
- **お申込み方法**

- ◇裏面の申込書にご記入の上、FAXでお申込みください。
- ◇受講票など受講に必要な書類は、開講日前に連絡担当者あてにお送りいたします。
- ◇参加費は銀行振込などで前納してください。(振込先は受付後にお知らせします)なお、申込後に参加取り消しをされた場合は、下記の取消料を頂戴することになります

- **取消料**
 開講日から起算して7日前から開講日前日まで・・・参加費の30%
 開講日当日以降・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参加費の100%
 (返金には、手数料420円がかかります。)

- **お申込み・お問合せ先**
 中央労働災害防止協会教育推進部業務管理課
 〒108-0014 東京都港区芝5-35-1
 Tel 03-3452-6257 Fax 03-3453-3449



●主催 中央労働災害防止協会【中災防ホームページ】<http://www.jisha.or.jp>

